## 外出時の申告方法など

夜間については、下記のとおり、必要不可欠な理由での外出が認められていますが、外出時の申告等が必要となります。

■1 夜間の外出禁止

ミコノス市において午前1時から午前6時までの間、夜間外出を禁止するが、以下の必要不可欠な理由による外出は例外とする。

【夜間外出禁止措置の例外】

(1)通勤及び仕事上の理由で移動する場合(雇用主による証明書が必要)

(2)医療上の理由により予約の上で移動する場合(医師、病院、薬局等、下記3によ る申告が必要)

■2 外出する際の注意事項

(1)IDカードまたはパスポートを携帯しなければならない。

(2)職場への移動に関しては、IDカード・パスポート等の提示に加え、雇用主等の証明書(電子もしくは紙媒体)の提示義務がある。民間部門の従業員等は、雇用主が「ERGANI」システムにおいて電子申請を行い、証明書は移動に必要な時間帯についてのみ有効。自由業の場合には同システムにて電子申請を行う。公共部門の職員等は人事担当者が電子申請を行う。

(3)外出制限に係る違反金は原則として300ユーロ。

(4)外出時は、申告書を記載し携帯しなければならない(下記3参照)。

■3 外出時の申告方法

(1) 定型書式の申告書を記載して携帯する方法

下記書式(ギリシャ語)に必要事項を記載して携帯する。

●PDF版

https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.pdf

●ワード版

https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.docx

【書式記載要領】

上部(MEROS A):氏名、生年月日、住所、移動時間

中部(MEROS B):該当する外出理由を選択

B1:医療上の理由での外出

下部:現在地、日付、氏名右側署名

(2)上記書式以外に手書きの申告書を作成し携帯する方法 手書きで、氏名、住所、移動理由、目的地住所、日時、署名を記載した申告書を携帯 することで、上記書式に代えることができる。

申告方法の詳細(ギリシャ語)

https://forma.gov.gr/#written